

ロシアによるウクライナの侵攻は一刻も早い停戦と原状回復が望まれる。愛知学院大学法学部の尋木真也准教授が、専門の国際法と国際人道法に基づき考察を寄稿した。(7面に関連)

## ■ロシアの軍事行動の違法性

24日、ロシアがウクライナに対する軍事行動を開始した。これに対し、日本や欧米諸国は、国際法違反であると非難して



尋木准教授

## 寄稿

いる。現在の国連の集団安全保障体制下においては国連憲章に基づき、他国に対する武力行使は禁止されている。例外的に、自衛権の場合と国連安全保障理事会が許可した場合のみ許容される。このいずれの例外にも該当しないというのが、諸国の見解である。

ロシアの立場からみると、ウクライナ南部のクリミア共和国は、2014年以降自国領土であり、そこでの軍事行動は他国に対する武力行使ではない。また、ウクライ

ナ東部のドネツク共和国とルハンスク共和国は、21日にロシアが国家承認した。西国での軍事行動は、集団的自衛権として説明されるかもしれない。しかし、ウクライナの首都キエフに対する軍事行動は、

## ウクライナ問題の解決に向けて

愛知学院大学  
法学部准教授

尋木 真也

事行動は、国際法上の正当化は困難である。

### ■紛争解決の展望

国連憲章は、武力行使の禁止とともに、紛争の平和的解決を主要な原則として掲げている。軍事行動による解決が許されないことは言うまでもな

い。他方で、諸国による対ロシア経済制裁も、第21日にロシアが国家承認した。西国での軍事行動は、集団的自衛権として説明されるかもしれない。しかし、ウクライナの首都キエフに対する軍事行動を止める即効性はない。

一方が100%満足する解決はほぼありえない。双方の譲歩が重要となる。ロシアが軍事行動に踏み切った背景には、ウクライナのNATO加盟について一歩も譲らない米国等の交渉姿勢がある。ロシアと隣接するウクライナへのNATO軍の配備は、ロシアにとつての軍事的脅威となる。今次の最悪の事態が到来する前に、ウクライナによる加盟申請先送りなど、一定の譲歩を示しておくべきだったのかもしれない。

紛争の平和的解決は、紛争当事国による交渉に加え、第三国の仲介や調停によっても実現される。ロシアに一定の理解を示しつつも、各国の主権と領土保全の尊重をロシアに伝えた中国による仲介が期待される。

■ウクライナ人民の保護  
武力紛争時において、ジュネーブ諸条約第1追加議定書等の国際人道法が適用される。ロシアは、文民に対する攻撃や民用物の破壊を慎む義務を負う。他方でウクライナも、戦闘員と文民を区別する義務を負う。ゼレンスキー大統領は、総動員令に署名したが、状況の悪化を防ぐため文民攻撃の口実をつくらせない配慮が必要である。

国際関係においては、一方が100%満足する解決はほぼありえない。双方の譲歩が重要となる。ロシアが軍事行動に踏み切った背景には、ウクライナのNATO加盟について一歩も譲らない米国等の交渉姿勢がある。ロシアと隣接するウクライナへのNATO軍の配備は、ロシアにとつての軍事的脅威となる。今次の最悪の事態が到来する前に、ウクライナによる加盟申請先送りなど、一定の譲歩を示しておくべきだったのかもしれない。

紛争の平和的解決は、紛争当事国による交渉に加え、第三国の仲介や調停によっても実現される。ロシアに一定の理解を示しつつも、各国の主権と領土保全の尊重をロシアに伝えた中国による仲介が期待される。

■ウクライナ人民の保護  
武力紛争時において、ジュネーブ諸条約第1追加議定書等の国際人道法が適用される。ロシア